

(4) 有りようこうそくどうろりようきん わりびき  
**有料高速道路料金の割引**

対象者	割引率等
<p>・身体障がい者(1～6級)で自ら運転するかた</p> <p>・重度障がい者の介護のために運転するかた</p>	<p>・50%割引</p> <p>・割引証明された身体障がい者手帳か療育手帳を提示する。</p> <p>(ETCで手続きされているかたは提示の必要なし)</p>
対象自動車	持参
<p>車検証に自家用と記載されているもので、次の車のいずれか。</p> <p>1. 普通自動車、小型自動車、軽自動車 二輪自動車(125cc以上)</p> <p>2. 貨物自動車 (乗用自動車と類似した機能のもの)</p> <p>3. 身体障がい者輸送車等 ※営業用、乗車定員10人以上は対象外 レンタカー、代車等は対象外</p>	<p>・身体障がい者手帳または療育手帳</p> <p>・車検証</p> <p>・運転免許証(第2種障がいのかたのみ)</p> <p>ETCを利用する方は下記も必要</p> <p>・ETCカード(本人又は保護者名義)</p> <p>・ETC車載器セットアップ申込書、証明書</p>
該当所所有者	申請先
<p>1、障がい者本人または本人の親族等</p> <p>2、第1種障がい者のかたで1のかたが車を所有していないときは、障がい者を継続して日常的に介護しているかた</p>	<p>福祉係</p>

※ 各種手帳に記載された割引の有効期間を経過している際は、割引が適用されませんので、再度申請が必要となります。

※ ETCをご利用されている方は、機器の登録の都合上、申請から2週間程度要します。

(5) せいしんしょうがいしゃちいきかつどうしえん どうつうしょこうつうひじよせい  
**精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費助成**

対象者	助成率	申請先
<p>社会復帰訓練のため、地域活動支援センターに公共の交通機関を利用し通所している精神障がい者のかた</p>	<p>交通費の50%</p>	<p>福祉係</p>